

ID: 413

担当部署: 経済観光部 観光政策課

処分の概要	配湯料金の徴収		
例規名 根拠条項	長門市営湯本温泉条例 第3条		
例規番号	平成17年条例第193号		
<p><b>【根拠条文】</b> (配湯料金)</p> <p>第4条 市長は、内湯設備のある旅館業者の中から配湯許可を与えた者(以下「配湯許可業者」という。)に対し温泉の配湯を行い、使用量1立方メートルにつき48円を乗じた額に100分の110を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を配湯料金とし、配湯許可業者から徴収するものとする。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和元年 10 月 1 日